

令和 8 年 4 月 20 日

保 護 者 様

大阪市教育委員会事務局
保健体育担当課長
大阪市立淡路中学校
校長 岡崎 鉄彦

アレルギーの取扱いについてのお知らせ

平素は、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、学校給食におけるアレルギーの取扱いにつきまして、次のとおりお知らせします。
今後も引き続き、安全安心な給食の実施に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 食品表示基準等について

令和 8 年 4 月 1 日消費者庁より食品表示基準および「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表発第 139 号消費者庁次長通知）が改正され、アレルギー表示に関して特定原材料に準ずるものとなっていた「カシューナッツ」が特定原材料に変更、「ピスタチオ」が特定原材料に準ずるものに追加されました。

【カシューナッツ】 特定原材料に準ずるもの ➡ 特定原材料へ変更

【ピスタチオ】 特定原材料に準ずるものに追加

2 アレルギーの取扱いについて

アレルギー情報を集約した資料「食品別アレルギー一覧表」へのピスタチオの項目追加は、令和 8 年 6 月分からとします。